

議案第95号

甲賀市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市開発許可の基準等に関する条例（平成19年甲賀市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を次のように改める。

- （3） 政令第29条の9各号に掲げる区域及び政令第8条第1項第2号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域（これらの区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域

第7条第1項中「政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域」を「政令第29条の9各号に掲げる区域（当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない区域」に改める。

別表第5項第4号を次のように改める。

- （4） 政令第29条の9各号に掲げる区域（当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない区域

別表に次の1項を加える。

- 6 第5条及び第7条に規定する土地の区域において適法に建築された空家（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等であって、市が空家等と判定したものをいう。ただし、建築物に限る。以下同じ。）であって、既存の建物及び敷地と同一程度の規模の範囲で当該空家を賃貸の用に供する住宅、公益上必要な建築物、店舗等の用途に変更するもの。ただし、店舗等については、法第34条第1号の範囲で用途を変更するものに限る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲賀市開発許可の基準等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(法第34条第11号に規定する条例で定める土地の区域)</p> <p>第5条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域(以下「第11号指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当する区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 政令第29条の9各号に掲げる区域及び政令第8条第1項第2号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域(これらの区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)</u> <u>を含まない土地の区域</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p>(法第34条第12号に規定する条例で定める開発行為)</p> <p>第7条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>政令第29条の9各号に掲げる区域(当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)</u> <u>を含まない区域</u>における別表に掲げる開発行為とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>(法第34条第11号に規定する条例で定める土地の区域)</p> <p>第5条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域(以下「第11号指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当する区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域及び同号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域を含まない土地の区域</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p>(法第34条第12号に規定する条例で定める開発行為)</p> <p>第7条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域</u> <u>における別表</u>に掲げる開発行為とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1～4 (略)</p>

5 (略)

(1) から (3) (略)

(4) 政令第29条の9各号に掲げる区域(当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)を含まない区域

6 第5条及び第7条に規定する土地の区域において適法に建築された空家(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等であって、市が空家等と判定したものをいう。ただし、建築物に限る。以下同じ。)であって、既存の建物及び敷地と同一程度の規模の範囲で当該空家を賃貸の用に供する住宅、公益上必要な建築物、店舗等の用途に変更するもの。ただし、店舗等については、法第34条第1号の範囲で用途を変更するものに限る。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

5 (略)

(1) から (3) (略)

(4) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地